

山都町公告第19号

公有財産（不動産）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年3月9日

山都町長 坂本 靖也



1 入札に付する売払物件

物件番号1

○土地・建物

所在地・地目・登記面積

土地：山都町菅尾字赤迫 1237-6 453 m<sup>2</sup>

建物：旧菅尾教職員住宅2号・3号 65.76 m<sup>2</sup> 2棟

2 予定価格（最低売払価格）

上記の売払物件の予定価格（最低売払価格）は、金950,000円とする。

※売払物件については、都合により入札を中止する場合があります。

※予定価格（最低売払価格）とは、この額以上であれば入札に参加できる最低金額です。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札には、次に掲げる者（法人を含む。）を除き、個人又は法人を問わず参加できるものとします。

■入札に参加することができない者

① 入札日において20歳未満の者

② 町等に納付すべき税、使用料、分担金等について滞納がある者

③ 売払物件を次条に規定する用途指定条件に反して利用しようとする者

④ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者

⑥ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する

## 町職員

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

## 4 売払物件の用途指定条件に関する事項

### (1) 用途指定

- ・売払物件の所有権が移転した日から5年間は、買受者の使用用途に基づき使用するものとします。
  - ・以下の用途については使用しないことを条件とします。
- ① 風俗営業等に規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用してはならない。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号まで規定する方、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用してはならない。
- ④ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
- ⑤ その他売払物件の用途として適当でないと町長が特に指定する用途に使用してはならない。

- (2) 売払物件の売買契約又は売払物件の所有権を第三者に移転する場合は、前項の条件を継承し町の承諾を受けなければならないものとします。

## 5 入札参加申込みに関する事項

### (1) 受付期間及び時間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午より午後1時までの間は除く）

### (2) 受付場所

山都町役場 総務課 監理係（庁舎2階）

【住所】熊本県上益城郡山都町浜町6番地

### (3) 提出書類

- ① 町有地売払一般競争入札参加申込書  
② 誓約書

- ③ 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）
  - 個人の場合 住民票、納税証明書（直近1年）
  - 法人の場合 資格証明書（法人登記簿抄本、代表者事項証明書等）  
納税証明書（直近1年）

※共有名義で入札参加する場合は、共有者全員の住民票及び納税証明書が必要

- (4) 参考資料（山都町町有地売払一般競争入札説明書）の閲覧・配布期間及び時間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午より午後1時までの間は除く）

- (5) 参考資料（山都町町有地売払一般競争入札説明書）の配布場所  
山都町役場 総務課 監理係（庁舎2階）

## 6 入札保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

- ① 入札に参加しようとする者は、町が指定する額を入札保証金として、入札の前日までに納入しなければならない。ただし、契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めるときは、入札保証金の納付を免除します。（免除の場合は別途通知します）
- ② 入札保証金の納付先は、町が指定する金融機関に振込むものとします。
- ③ 入札保証金は、落札者以外の者には入札終了後速やかに返却するものとしますが、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。（入札保証金には利息を付しません）
- ④ 入札保証金免除の落札者が、契約を締結されない場合は、入札保証金に相当する違約金を申し受けます。
- ⑤ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき又は落札後に入札に参加する者に必要な資格に関する事項に該当する者であることが判明し、その入札が無効となった場合は、入札保証金は違約金として町に帰属し返却しないものとします。

### (2) 入札参加許可証、入札保証金納付書等の送付

申込書受領後、書類審査の上「町有地一般競争入札参加許可証」と共に、入札保証金が必要な場合は「入札参加保証金納付書」並びに「入札保証金返還請求書」を送付します。なお、入札保証金を免除する場合は、その旨を通知します。

## 7 入札方法等

### (1) 入札の方法

「入札書」に住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載し、押印の上、そのまま入札箱に投函するものとします。

※入札当日、代理人が参加する場合は、「委任状」を提出するものとします。

※入札参加者が1名の場合であっても入札は有効とします。

## （2）入札の日時及び場所

日時 令和8年5月29日（金）午後2時00分から

場所 山都町役場 本庁舎 2階 2-2会議室

※入札会場は、都合により変更する場合があります。

※入札会場への入室につきましては、席の都合により原則2名までとするものとします。

## （3）入札の辞退

① 一般競争入札参加申込書を提出後に入札を辞退する場合は、必ず入札日の前日までに入札辞退の連絡を行うものとします。

② 入札書提出後の入札書又は入札保証金は、いかなる理由があっても引き替えもしくは訂正又は取消しはできないものとします。

③ 入札開始時刻までに入札会場に入室していない場合は入札を辞退したものととして取扱うものとします。

## （4）開札

開札は入札締め切り後直ちに行うものとします。

## （5）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せずに代理人がした入札

② 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札

③ 所定の入札書によらない入札

④ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札書による入札

⑤ 委任状に押印した代理人印と異なる印鑑を押印した入札書により代理人がした入札

⑥ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名若しくはその他主要部分が識別し難い入札書による入札

⑦ 入札金額を訂正した入札書による入札

⑧ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

⑨ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

⑩ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑪ その他山都町有地売払一般競争入札説明書に違反して行われた入札

#### (5) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定するものとします。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、町が定めた予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札したものを落札者とします。
- ② 上記に該当するものが2人以上あるときは、入札直後直ちに行うくじ引きにより決定します。

### 8 契約書の締結及び売買代金の支払いに関する事項

#### (1) 契約の締結

落札者との売買契約は、町長が指定する日まで（おおむね7日以内）に別に定める町有財産売買契約書により締結するものとします。ただし、山都町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年山都町条例第77号）第3条に該当する場合は、仮契約の締結とします。なお、落札者が一般競争入札において落札した売払物件（以下「落札物件」という。）について、上記4に規定する用途指定条件に違反し、又は公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、町は契約を締結しないことができるものとします。

#### (2) 契約代金の支払い

売買契約を締結した落札者（以下「契約者」という。）は、売買契約締結日に契約金額を町に納入しなければならないものとします。

- 2 契約者は、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の契約保証金を売買契約時に町に納入し、売買契約締結日の翌日から起算して20日以内に契約金額から保証金を除いた額を町に納入しなければならないものとします。

### 9. 所有権の移転、物件の引渡しに関する事項

売買代金が完納された後、所有権は落札者に移転し、所有権の移転と同時に、現状有姿のまま売払物件の引渡しをします。なお、落札者は物件の所有権移転後、直ちに所有権移転登記を行うものとし、売払物件所有権の移転登記時に課税される登録免許税又は所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

また、所有権移転後における地目変更等の登記は、町は一切行わないものとし、必要に応じて落札者にて行うものとします。

### 10. 契約不適合責任

売払物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、町は落札者に対し代金減額請求、解除、追完請求、損害賠償等の一切の責任

を負いません。

#### 1 1. その他の留意事項

- (1) 物件は現状有姿での売払い、引渡しとなりますので、入札参加者は必ず事前に現地を確認するとともに、山都町町有地売払一般競争入札説明書を承知の上参加するものとします。
- (2) 情報公開請求により、入札に参加された方全員の氏名（法人の場合はその名称）を公表する場合があります。
- (3) 本公告及び山都町町有地売払一般競争入札説明書の内容に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、本町財務規則、その他関連諸法令に定めるところによって処理するものとします。

#### 1 2. 問い合わせ先

山都町役場 総務課 監理係 TEL (0967) 72-1111 (代表)